

石綿による健康被害の救済に関する法律(抄)

第七十三条第二項 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認

めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は

労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その

他の物件を検査させることができる。